

武庫川流域委員会・運営委員会
委員長 松本 誠 様
委 員 各 位

平成 17 年 1 月 26 日
委員 佐々木礼子

意 見 書

委員長、ならびに委員の皆様方には、連日の過密なスケジュールのなかで、長時間にわたる会議を精力的にご議論いただいていることに感謝と敬意を表します。

先日、第 32 回委員会では、知事がご出席されました。数名の委員の質問に対するフレキシブルな対応と所見から、技術的な常識をクリアすれば大体の提案は可能であるという感触も得ました。

初期の委員会か何がしかの会議の席で、「まちづくり条例」のように武庫川にも何らかの縛りをつけることはできないものかという旨の考えを一度述べましたが、誰の耳に留まることもなく、したがって議論されることもないまま立ち消えとなり、もう少し議論が煮詰まるまでということ、とりあえずはあきらめておりました。それから相当の時間が流れ、最近になって森林の勉強会でお世話になりました蔵治先生が流域委員会の傍聴者席から同じようなことを提案され、いつ、どのタイミングで再度提案したものかと思案しておりましたところ、前回中川委員からの意見書にも同様の記載がございました。

知事からは、条例については可能であるという返答をいただきましたので、ここで正式に提案したいと思います。早急に全委員がご賛同いただけるかどうか協議のうえ、総合治水 WT において提言に盛り込んでおくべき事項の一刻も早い検討をお願いしたい次第でございます。

条例の目的については、武庫川の

『 治水(流出抑制に関わる規制、利水とのトレードオフ関係)

利水(湯水時の行政区域を越えたネットワーク、正常な流量を維持するための抑制、治水とのトレードオフ関係)

環境(健全な水循環を全うするための抑制 (例えば水質への規制、生物保護、景観保護))』が武庫川水循環概念図のようにバランスをもって機能・循環し、安全にかつ快適に美しく流れ、流域のあらゆる住民や生き物(生物や自然)がいつも愛することのできる武庫川となることを目指すものである。

< 例えば現段階で思い当たる治水への盛り込み内容 >

- ・ 尼崎市の半世紀に及ぶ浸水対策の手法(条例や要綱への指導規制等)を参考に、各種条例・要綱への指導・誘導規制効力
- ・ 武庫川流域の流出抑制を鑑みた土地利用転換
- ・ 利水ダムのように事業主体の異なる間での連携や協定
- ・ 砂防指定地と都市計画用途地域の連動
- ・ 森林関連への指導
- ・ 流出解析 WT で詳細項目での可能性を個々に考える など